

特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県我孫子市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我孫子市におけるアマチュアスポーツ団体を統括し、これを代表する団体であって、スポーツの発展と市民スポーツの振興を進め、市民の健康維持増進と体力の向上を図り、もってスポーツの普及に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①市民スポーツの普及、啓発及び推進事業
 - ②競技力向上事業
 - ③選手及び指導者の養成事業
 - ④スポーツ功労賞等の表彰に関する事業
 - ⑤体育施設の管理・運営事業
 - ⑥その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①弁当、飲料水等の販売
- ②スポーツ用具等物品の販売と貸し出し

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、我孫子市を拠点に活動するアマチュアスポーツ団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 入会者は別に定める入会に関する規定を守らなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えな

なければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第4章 組織

(部門)

第13条 この法人は、事業遂行のため、次の部門を置く。

総務部門：財政部・組織部

事業部門：事業部

競技部門：各加盟競技団体

普及部門：普及部・推進部・指導部

施設管理部門：施設管理部

第5章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 30人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事の中から次の役職を選ぶ。

会長 1名 ・ 副会長 2名 ・ 理事長 1名

財政部長 1名 ・ 組織部長 1名 ・ 事業部長 1名 ・ 普及部長 1名 ・

推進部長 1名 ・ 指導部長 1名 ・ 施設管理部長 1名

(選任等)

第15条 理事及び監事は総会にて選任する。

2 会長、副会長、理事長は、理事の互選とする。

3 財政部長、組織部長、事業部長、普及部長、推進部長、指導部長、施設管理部長は、会長が理事の中から指名し総会の承認を得るものとする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以

内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることが出来ない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事が出来ない。

(職 務)

第16条 会長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会を代表し会務をつかさどる。
- 4 財政部長（会計担当）は、この法人の会計をつかさどる。
- 5 組織部長は、この法人の組織強化と会員の増強にあたる。
- 6 事業部長は、スポーツ振興委託事業の運営にあたる。
- 7 普及部長は、クラブの事業の普及にあたる。
- 8 推進部長は、クラブの推進にあたる。
- 9 指導部長は、スポーツ指導者の養成と普及にあたる。
- 10 施設管理部長は、施設管理委託事業にあたる。
- 11 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 12 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要が有る場合には、臨時総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の通常総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するため要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(相談役、顧問及び参与)

第21条 会長は、理事会の議決を経て、相談役、顧問及び参与をおくことができる。

- 2 相談役、顧問及び参与は会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第6章 会議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会、役員会、及び理事会の3種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算

- (6) 役員を選任又は解任、報酬及び費用弁償
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) 資産の管理方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 清算人の選任
- (12) 残余財産の帰属
- (13) 事務局の組織運営
- (14) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第16条第12項第4号の規定に基づき、監事から招集があったとき。
 - (4) 法第14条の3第1項の規定により理事から招集があったとき。

(招 集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号又は第4号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した

事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員会の構成)

第32条 役員会の構成は、会長、副会長、理事長、財政部長、組織部長、事業部長、普及部長、推進部長、指導部長、施設管理部長、事務局長をもって構成する。

(権能)

第33条 役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議する。

- (1) 総会、臨時総会及び理事会に付議すべき事項
- (2) 総会、臨時総会及び理事会で決定した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会、臨時総会及び理事会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(定足数)

第34条 役員会は、役員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 役員会の議決は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 役員会の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項規定により表決した役員は、第34条、第35条及び第37条第1項第2号の適用については、役員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 役員会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第38条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第39条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会、臨時総会に付議すべき事項
- (2) 総会、臨時総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会、臨時総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第40条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第12項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第40条第1項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第43条 理事会における議決事項は、第41条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第44条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により、表決した理事は、第43条第2項及び第45条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第46条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第47条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(会計の原則)

第48条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後最初の総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の処置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会及び臨時総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第55条 この法人が解散（破産手続き開始の決定による解散を除く。）するときは総会及び臨時総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は会長が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会及び臨時総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、電子公告に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

- 第59条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
 - 5 事務局長は、事務を処理し会議の運営にあたる。

第11章 雑則

(細 則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 (会長)	星野 榮
同 (副会長)	高田 英志
同 (副会長)	大見 桂子
同 (理事長)	柳 政直
同 (事務局長)	川喜田 靖彦
同	大橋 孝子
同	猪股 辰昭
同	栗田 伸也
同	上野 啓治
同	金村 茂明
同	藤根 勉
同	鈴木 等
同	古内 新一
同	中村 明彦
同	村上 仁
同	洪澤 隆二
同	西井 徹夫
同	金子 勇雄
同	中嶋 真一
理事	渡邊 陽一郎
同	志賀 啓三
同	白川 昌孝
同	有居 晃
同	木下 元
監事	鈴木 孝夫
同	小野塚 章司

3. この法人の設立当初の役員任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成22年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第51条の規定にかかわらず、設立総会で定めたところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

定款に相違ないことを証明する。

特定非営利活動法人我孫子市スポーツ協会
理事 中村 明彦